

6 学校の理科実験等における事故防止について (通知)

学校の理科実験等における事故防止について (通知)

平成26年10月8日付26教指企第843号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 通知

日頃から、実験等における事故防止について御配慮いただき、感謝申し上げます。
さて、小学校第6学年の水溶液の性質の実験等、水素が発生する場合には、火気を絶対に近付けないことや、換気を十分に行うことなど、安全管理には十分配慮する必要があります。
しかしながら、都内公立小学校において、教職員が塩酸とアルミニウムを反応させて発生した水素に直接火気を近付けたため、水素に引火して発生装置が破裂し児童が負傷する事故がありました。
貴職におかれましては、下記により、理科実験等における事故防止の徹底に努められるよう、各学校へ指導願います。

記

1 薬品の性質を踏まえた適切な学習指導の実施

- (1) 小学校の理科実験においては、補集した水素に点火する操作は、児童はもちろんのこと、教師の演示でも行ってはいけないことを徹底する。
- (2) 年間・単元・週ごとの指導計画に加え、実験の指導計画を立てる際には、指導内容や使用する試薬の量・器具の準備など、事故防止の観点に立った十分な検討を行う。特に、水素が発生する実験を行う際には、薬品の濃度、量、器具の選定には十分注意する。
- (3) 実験の指導に当たっては、複数の教員による予備実験を行うなど、準備及び安全確認を十分に行う。
- (4) 毒物又は劇物等危険を伴う薬品を扱う際には、保護眼鏡、白衣等の着用をはじめ、服装等について十分配慮する。

2 実験等における安全確保の徹底

- (1) 教員は、指導する観察、実験についての十分な知識を身に付けるとともに、万全な安全対策を講じるなど、周知な配慮をする。
- (2) 実験時には、児童・生徒の発達段階を考慮し、指導の目標や内容に応じて、安全を確保する能力・態度が育つように指導する。

3 薬品及び実験器具等の保管・管理の徹底

- (1) 理科実験室・準備室等の管理には細心の注意を払うとともに、器具や薬品類の保管と廃棄には万全を期すなど、実験を行うための環境を整備する。
- (2) 常に整理整頓を心がけ、事故の未然防止に十分配慮し、危険の要因をあらかじめ除去する。

7 「生命 (いのち) の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について (周知)

「生命 (いのち) の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について (周知)

令和4年11月22日付4教指企第1259号により教育庁指導部指導企画課長から区市町村教育委員会指導事務主管課長及び都立学校長宛て 周知

このことについて、別添写しのとおり、令和4年11月11日付事務連絡にて文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課並びに初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

令和5年度から「生命 (いのち) の安全教育」を全校で実施することに向けて、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるため指導を推進する必要があります。

つきましては、貴管下の各学校に御周知いただくとともに、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を校内研修等で積極的に活用し、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組の推進をお願いいたします。